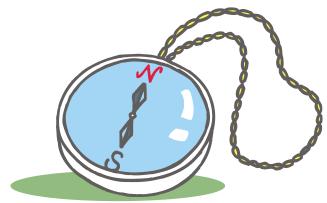


# 羅針盤



第 6 号

令和6年5月27日(月)

## ◆ 「子どもの権利条約」

生徒の皆さん、「子どもの権利条約」を知っていますか。「子どもの権利条約」それは、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」つまり、「権利の主体」だという考え方で大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としても多様な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、「子どもの権利条約」の特徴であると言えます。子どもの権利（child rights）とは、子どもの人権（human rights of children）と同じ意味です。子どもは生まれながらに人権（権利）をもっていて、それは、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものではないということです。「子どもの権利条約」においては、子どもが「権利の保有者（rights holders）」であり、それを守る「義務の担い手（duty bearers）」は、国（おとな）ということになります。国は、法律や政策などを通じて、条約に定められた子どもの権利の実現につとめなければいけません。また、条約には、子どもを育てる責任はまず親にあり、国がそれを支援するということも書かれています。「子どもの権利条約」は全部で54条から構成されていますが、大きく分けて4つの柱から成り立っています。一つ目に、「生きる権利」です。子どもは健康に生まれて、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。二つ目が、「育つ権利」です。子どもは、教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすることや、様々な情報を得て、自分の考えや信じることが守られること、これらのことは自分らしく成長するためにとても重要なことです。次に、三つ目は、「守られる権利」です。子どもは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子どもも、障がいをもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。そして、最後の四つ目が、「参加する権利」です。子どもは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することが認められています。ただし、そのようなときには、家族や地域社会の一員として、決められたルールを守って行動する義務が当然のことながら課せられることとなります。これらの4つの柱となっている基本的な考え方とは、それぞれが、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもがもっている権利の実現を考えるときに合わせて考えることがとても大切な、「原則」であるとされています。「子どもの権利条約」の父と言わ

れるヤヌシュ・コルチャックは、「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」という言葉を残しています。この言葉どおり、子どもは今を生きている主体です。私たち大人は、子どもたちの持っている力を信じて、子どもたちとともに、いま生きている社会が、差別のない、平和なものとなっていくよう努力を続けていかなければいけません。一人ひとりが持っている力は、たわいもないものかもしれないけれど、この条約を十分に理解して、実行される社会こそが、私たちがこれからつくりあげていくべき社会であることに間違いはないことのはずです。

